

21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件											区 分		
		前年からの 繰越未決	本 年 の 起 訴	計	有 罪					有罪に係る人員及び金額					
					有	罪	無	罪	公 訴 権 減	未 決	懲 役 刑 を 科 せ ら れ た の 人 員	罰 金			
												人 員		金 額	
外	内	人	人 (社)	千円											
申告所得税	外	件	件	件	件	件	件	件	件	人	人	千円	申告所得税		
		6	6	12	10	-	-	2	9	9	803,000				
法人税	外										10		法人税		
		20	19	39	27	-	-	12	23	30	482,700				
その他	外										2		その他		
		2	8	10	4	-	-	6	5	5	34,000				
合 計	外										21		合 計		
		28	33	61	41	-	-	20	37	44	1,319,700				

調査期間：平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。
 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税、消費税及び贈与税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税			法人税			その他		
該当条項	件数		該当条項	件数		該当条項	件数	
第 238 条	外	10	第 159 条	外	27	脱税犯規定	外	4
第 243 条 〔平成 22 年度 改正前の 244 条を含む。〕	外	-	第 163 条 〔平成 22 年度 改正前の 164 条を含む。〕	外	21	両罰規定	外	3
合 計	外	10	合 計	外	27	合 計	外	4

- (注) 1 この表は、「(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」のうち脱税犯の件数の内訳を示したものである。
 2 外書は、脱税犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税、消費税及び贈与税である。

22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区分		酒税							揮発油税及び地方揮発油税				石油ガス税			区分	
		免許者		非免許者	小計	犯則者が判明しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方揮発油税分	ほ脱犯	秩序犯	計			
		酒製造者	酒販売業者														
要件処理数	前年度からの繰越処理未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの繰越処理未済	要件処理数
	検挙	外	-	-	2	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	検挙	要件処理数
処理済件数	通告処分	外	-	-	2	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	通告処分	処理済件数
	告発	取税官吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	取税官吏	
		その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他	
	通知処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通知処分	
	不告発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不告発	
	処分権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処分権消滅	
本処理未済件数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本処理未済件数	
犯則に係る額	外	千円	千円	千円	千円	-	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯則に係る額	
通告処分相当額	外	-	-	70	70	-	70	-	-	-	-	-	-	-	-	通告処分相当額	
通罰科金相当額	外	-	-	494	494	-	494	-	-	-	-	-	-	-	-	通罰科金相当額	

調査対象等：平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区分			石油石炭税			たばこ税及びたばこ特別税				印紙税	航空機燃料税	電源開発促進税	合計	区分		
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ特別税分							
要件処理数	前年度から未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度から未済	要件処理数	
	検挙	外	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	3	検挙		
処理済件数	通告処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	通告処分	処理済件数	
	告発	収税官吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		収税官吏 告発
		その他	外	-	-	-	1	-	1	-	-	-	1	1		
	通知処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通知処分		
	不告発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不告発		
	処分前減	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処分前減		
本年度未済件数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未済件数			
犯則に係る額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯則に係る額		
		-	-	-	94,922	-	94,922	-	94,922	-	-	-	94,963			
通告処分相当額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	70	70	通告処分相当額		
												494	494			

調査対象等：平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区分	酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分	
	免 許 者 酒類等 製造者	酒類販 売業者	非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計			
要 履 行 件 数	前年度からの 繰越履行未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの 繰越履行未済	要 履 行 件 数
	通告処分	外	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告処分	
	計	外	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計	
履 行 等 件 数	通告不履 行発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告不履 行発	履 行 等 件 数
	通告後 訴権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告後 訴権消滅	
	通告履行	外	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告履行	
	計	外	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計	
本 履 行 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 履 行 未 済 件 数	
通 告 履 行 罰 科 金 額 相 当	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	70	通 告 履 行 罰 科 金 額 相 当
	外	-	-	494	494	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	494	

調査期間：平成25年4月1日から平成26年3月31日

- (注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。
2 税関分は含まない。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方揮発油税		石油ガス税		石油石炭税		たばこ税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第27条第1項第1号	-	第15条第1項第1号	-	第28条第1項第1号	-	第24条第1項第1号	-	第28条第1項第1号	外1 1
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
第28条第1号	-			第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	(外)1 -
〃 第2号	-			〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
〃 第3号	-			〃 第3号	-	〃 第3号	-	〃 第3号	-
〃 第4号	-			〃 第4号	-	〃 第4号	-	〃 第4号	-
〃 第5号	-			〃 第5号	-	〃 第5号	-	〃 第5号	-
〃 第6号	-			〃 第6号	-	〃 第6号	-	〃 第6号	-
〃 第7号	-			〃 第7号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	外1 (外)1 1

たばこ特別税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項第1号	-	第22条第1項第1号	-	第20条第1項第1号	-	第13条第1項	-
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	第23条第1号	-	第21条第1号	-	〃 第2号	-
		〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第3号	-
		〃 第3号	-	〃 第3号	-		
		〃 第4号	-				
		〃 第5号	-				
		第24条第1号	-				
		〃 第2号	-				
		〃 第3号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

調査期間：平成25年4月1日から平成26年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。